

## 随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	平成30年度 首里城受変電設備改修工事
工 事 概 要	首里杜館、奉神門 受変電設備 改修一式 構内配電線路 屋外 改修一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 鈴木 武彦 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
契 約 年 月 日	平成30年 9月28日
契 約 業 者 名	(有)光和エンジニアリング・(株)石川電設特定建設工事共同企業体
契約業者の住所	沖縄県那覇市国場1019-2
契 約 金 額	12,960,000円 (税込み)
予 定 価 格	13,932,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙の通り
工 事 場 所	国営沖縄記念公園 首里城地区ほか
工 事 種 別	電気設備工事
工 期 ( 自 )	平成30年 9月29日
工 期 ( 至 )	平成31年 3月 4日
備 考	

# 随 意 契 約 理 由 書

1. 工 事 名 平成30年度 首里城受変電設備改修工事
2. 工 事 場 所 沖縄県那覇市首里当蔵3丁目
3. 工 期 契約締結の翌日から平成31年3月4日まで

## 4. 随意契約の相手方

(有) 光和エンジニアリング・(株) 石川電設特定建設工事共同企業体

代表構成員：沖縄県那覇市字国場1019-2

氏 名：(有) 光和エンジニアリング

電 話：098-834-2168

構 成 員：沖縄県那覇市首里山川町2-61-33

氏 名：(株) 石川電設

電 話：098-885-0377

5. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項  
予算決算及び会計令第102条の4第4号イ

## 6. 工事の目的・内容及び随意契約の理由

### (1) 目的・内容

本工事は、首里城公園において国専用受変電設備等を更新する工事である。

### (2) 理由

首里城公園の電力は、沖縄電力より首里杜館（県施設）に設置されている受変電設備にて受電し、国側は同設備の国専用き電盤を経由して奉神門の電気室より各建物等へ電源を供給している。

今年度、沖縄県において首里杜館の受変電設備の更新を計画しており、同時期に国専用き電盤及び高圧幹線ケーブルを更新することは、県にて設置する仮設電源設備の稼働期間中となるため仮設に要する経費の削減が図られる。

また、作業は主に電気室内となるので同一の受注者が施工することにより工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と考えることから沖縄県発注の受変電設備工事受注業者と随意契約するものである。